

団体貸出配本サービス実施要綱

1.ねらい

幼児、児童の読書環境の整備及び学校図書館へのサポートを強化するため、図書館への来館が困難な状況の改善を図ることを運行のねらいとする。

2.対象団体

市内の幼稚園、保育園、小学校、中学校、特別支援学校、児童館、福祉施設等

3.貸出冊数

一団体につき、50冊以内。大型紙芝居、大型絵本、エプロンシアター、パネルシアターは計2点以内とする。視聴覚資料は貸出不可。

4.貸出期間

1か月以内。

5.配本日時

時間：○・△印の10：00～16：30

☆図書館休館日は除く。

曜日	日	月	火	水	木	金	土
10:00～16:30	×	×	○	△	○	△	○

6.利用方法（*印は図書館が行う事項）

- ① 団体貸出配本サービスの利用を希望する団体は2週間前までに別紙「配本貸出・返却申込書」を提出する。（持参以外は、提出後に確認電話があります）
- ② * 貸出日に、「貸出資料」「貸出資料一覧」を配本箱にセットし、貸し出す。
- ③ 返却日までに、「借受資料」のタイトル、状態を確認し返却準備を整える。
* 返却日に、「貸出資料」の冊数確認をし、受け取る。
- ④ * 返却資料について、帰館後返却状況を確認の上、不備が確認されたら、該当団体へ連絡する。

7.その他

紙芝居舞台等、備品については別紙「借用書」を提出・決裁の上、貸出可能とする。